

環境アセスメントに係るお知らせ

令和元年5月31日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき柿生駅南地区施設建築物建設計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市麻生区上麻生5丁目43番18号 柿生駅前南地区市街地再開発準備組合 理事長 鈴木 澄夫
	指定開発行為の名称	柿生駅南地区施設建築物建設計画
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設（第2種行為） 住宅団地の新築（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区上麻生5丁目
縦覧のお知らせ	縦覧期間 及び 縦覧場所と時間	期 間：令和元年5月31日（金）から令和元年6月14日（金）まで 川崎市：麻生区役所（8:30～17:00 土日除く） ただし第2土曜日8:30～12:30は縦覧を行います。 環境局環境評価室（8:30～17:00 土日除く） 町田市：鶴川市民センター（8:30～22:00） 三輪コミュニティセンター（8:30～22:00） 総務部市政情報課（8:30～17:00 土日除く） 環境資源部環境保全課（8:30～17:00 土日除く） 上記期間中、本市ホームページにて当該見解書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
条例公聴会について	条例公聴会において 意見を述べたい旨の申出の 提出について	【申出書の記載内容】 ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・指定開発行為の名称 ・申出理由及び意見の要旨 意見の要旨には、主に条例準備書及び条例見解書に対する環境影響評価に係る事項を個別かつ具体的な意見を簡潔に記述してください。 【申出ができる方】 ・条例準備書関係地域内（別紙参照）に住所又は勤務場所を有する者 ・条例準備書関係地域内で農業、林業又は漁業に従事する者 ・条例準備書関係地域内に事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体 【提出期限及び提出先】 提出期限：令和元年6月14日（金）（郵送の場合は令和元年6月14日消印有効） 提出先：〒210-8577（住所記載不要） 川崎市環境局環境評価室宛て 申出書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意しています。
	条例公聴会の開催について	上記の申出があった場合で、市長が必要があると認めるときは、条例公聴会を開催します。条例公聴会を開催する場合は、開催日の14日前までにその旨を公告及び周知いたします。公聴会は、令和元年8月3日（土）の開催を予定しています。 【公述人について】 ・公述人に選定された方は、公聴会に出席いただき意見を述べていただきます。（代理不可） ・公述人は、上記の申出をされた方の中から選定させていただきます。 ・公述人に選定された方に対し、条例公聴会の開催日時、公述事項、公述の方法及び時間等を記載した通知を送付します。 申出人数が15人を超えた場合は、次のとおり公述人を選定します。 ・環境影響評価に係る事項が多岐にわたるよう配慮させていただきます。 ・環境影響の程度がより大きい居住地域の方を考慮させていただきます。 公述人に選定されなかった方に対しても、不選定理由を記載した通知を送付します。 【条例公聴会を開催しない場合】 上記申出がなかった場合には、条例公聴会を開催されません。
問合せ先		〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室 電話番号：044-200-2156

関係地域の範囲

関係地域は、環境影響評価の結果を踏まえ、本事業の実施に伴い、環境への影響が及ぶ可能性のある地域とし、以下の地域を包含する範囲を設定した。

- ・ 工事中の建設機械の稼働による大気質、騒音、振動の影響範囲（計画地敷地境界から約 100 m の範囲）
- ・ 工事用車両及び供用時の施設関連車両の走行による騒音、振動の影響範囲（走行ルートの沿道約 50m の範囲）
- ・ 日照障害の影響範囲（冬至日 8 時～16 時において日影となる範囲）
- ・ 地上デジタル放送及び衛星放送のテレビ受信障害の影響範囲
- ・ 高層建築物の存在により風環境の状況変化が生じると予想される範囲（計画地敷地境界から計画建物の最高高さの 2 倍の範囲）

関係地域は、表 5-1 及び図 5-1 に示すとおりである。

表 5-1 関係地域の範囲

市区名	関係町丁名
川崎市 麻生区	上麻生 4、5、6、7 丁目 片平 1、2、3、4 丁目 王禅寺西 6、7、8 丁目 岡上
	上記町丁の一部
東京都 町田市	能ヶ谷 1、3、4、5 丁目
	上記町丁の一部

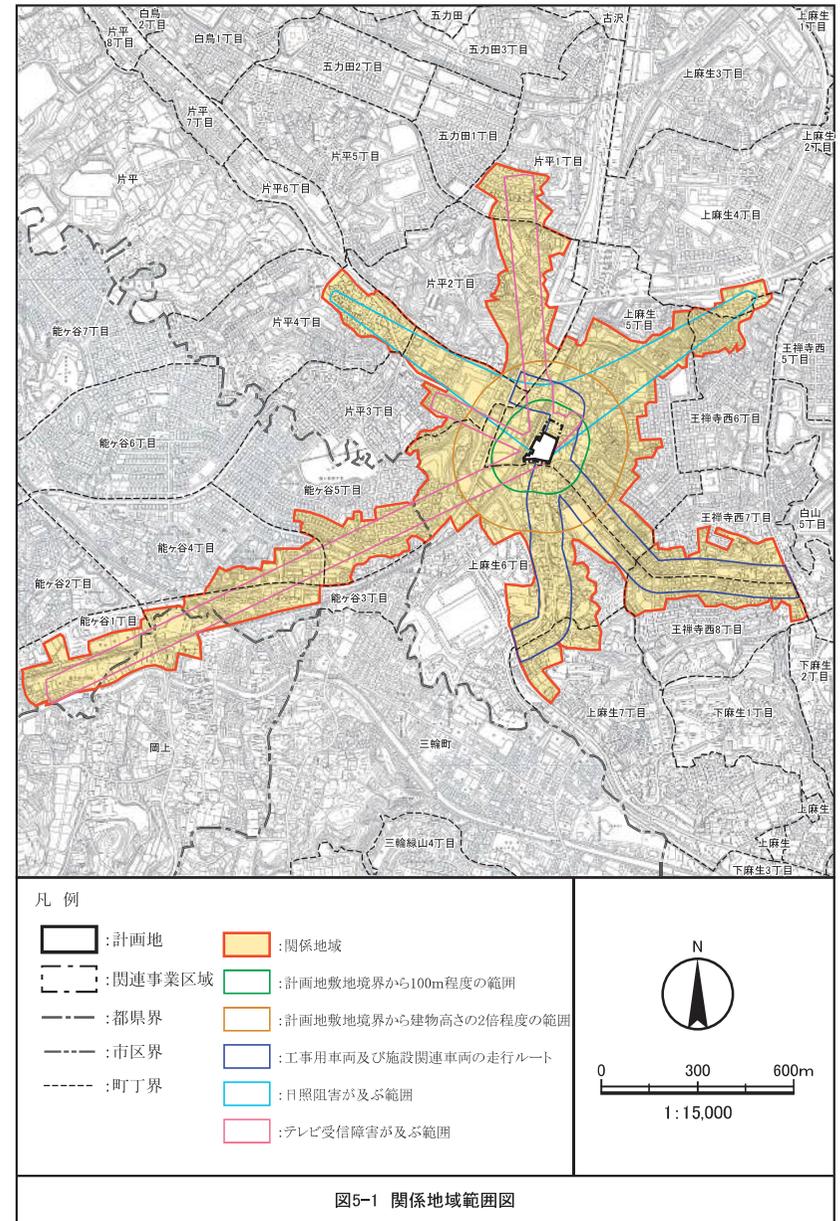


図5-1 関係地域範囲図